

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震・津波)

本町では、最大震度が、3連動地震で6強、巨大地震では7となり、どちらも非常に大きな揺れとなる。また、同時期に津波も発生し、3連動地震では10分後に第1波最大津波が、巨大地震では津波高1m3分後に到達することが想定されている。特に巨大地震においては、広い範囲での浸水が想定される。どちらの地震においても、地震発生直後に、より高い場所への緊急的な避難が求められる。

区分	項目	単位	3連動地震	南海トラフ巨大地震
被害概要	地震規模	Mw	8.7	9.1
	最大震度	震度	6強	7
	最大津波高	m	7	19
	平均津波高	m	5	10
	津波浸水面積	ha	150	320
	最短津波到達時間	分	第1波最大津波:10	津波高1m:3

(出典：平成25年 和歌山県の津波浸水想定 平成26年 和歌山県の地震被害想定)

(洪水)

当町は面積の約93%を林野が占め、県の調査によって664箇所が土砂災害警戒区域に指定されており、うち172箇所が土石流危険警戒区域、491箇所が急傾斜地崩壊危険箇所、1箇所が地すべり危険箇所となっている。

平地部が少なく、また平地部でも山すそに民家や事業所が多くみられることから土砂災害の危険性を留意しなければならない。

土砂災害警戒区域については、県のホームページから確認することができる。

(その他)

当町の約7%にあたる平野部、特に沿岸部や周参見川等の川沿いに多くの住民、事業者が集中しているため、地震や台風による浸水、洪水、土砂災害が地域産業に及ぼす影響は非常に大きいと言える。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 221人
- ・ 小規模事業者数 210人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	37	35	町内に広く分布しているが、沿岸部（市街地）や川沿いにも約半数の事業者が立地
	製造業	24	23	町内に広く分布しているが、沿岸部（市街地）や川沿いにも約半数の事業者が立地
	卸小売業	51	47	沿岸部（市街地）や周参見川沿いに多く立地
	飲食業・宿泊業	30	28	沿岸部（市街地）に多く立地
	サービス業	53	53	沿岸部（市街地）に多く立地
	その他	26	24	沿岸部（市街地）に多く立地

（３）これまでの取組

①当町の取組

- ・すさみ町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・デジタル防災行政無線の整備
- ・自主防災組織等の地域の防災力の強化
- ・消防団体・その他関係機関が一体となって、地域ぐるみの各種防災訓練の実施

②当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国等の施策の周知
- ・事業者 BCP 策定セミナーや防災セミナーの開催の周知
- ・火災共済と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯等）を備蓄
- ・すさみ町が実施する防災訓練への参加及び協力

2 課題

- ・小規模事業者において、防災・減災対策の意識はあるものの、優先順位は低い状況である。
- ・災害リスクの周知等による啓発実施に取り組んできたが目標としていた事業継続力強化計画策定の件数まで結びつかなかったため、周知・推進方法に課題がある。
- ・現状では、緊急時の取り組みにかかる商工会と町との間に具体的な協力体制やマニュアルが十分に整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会職員が不足。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不調者を出社させないルール作りや感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどが必要。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・特に、自然災害では地域のインフラの復旧や被災時の生活を支える大きな役割を担う、建設業に重点をおいて取り組む。

4 その他

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会と町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・国、町や各種団体が実施する小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。また必要に応じて事業継続の取組に関する専門家を招聘する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・特に、自然災害では地域のインフラの復旧や被災時の生活を支える大きな役割を担う、建設業に重点をおいて取り組む。

②商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・事業継続計画（令和3年2月作成）。

③関係団体等との連携

- ・損保会社や火災共済等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。単独での開催が困難である場合は、近隣商工会と相談し広域での開催を検討する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・連携している損保会社や火災共済等と共同して巡回指導を行い、保険・共済に対する助言を行うことができる商工会職員をOJTで育成する。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・事業者BCPを半年から1年に一度見直しを周知し、従業員や取引先の連絡先など日常的に変わっていくことについては、その都度見直しを周知する。
- ・事業者BCPの取り組みや見直し等について、必要に応じて専門家を派遣するなど専門的な支援を実施する。
- ・町産業振興課と商工会とで状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大規模地震）が発生したと仮定し、町との連絡ルートの確認等を行う。

（２）発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後１時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を当会と当町で共有する。）
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨や暴風等の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

②応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・事前協議した支援体制により、情報共有と役割により応急対策を実施する。

大規模な被害がある	・地区内１０％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内１％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

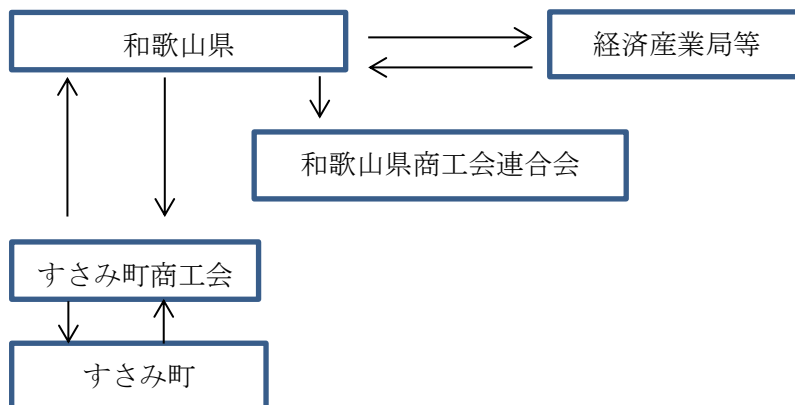
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	１日に３回共有する
1週間～2週間	１日に２回共有する
2週間～1ヶ月	１日に１回共有する

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や市町村地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当会より県へ報告する。



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会連合会に相談する。
- ・特に地域のインフラの復旧や被災時の生活を支える大きな役割を担う、建設業を状況に応じて優先的に支援を行う。

⑥その他

- ・本計画は、商工会及び町のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年1月現在)	
1 実施体制	
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 中松 一誠 (連絡先は下記3 (1) 参照) (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)
3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	(1) 商工会／商工会議所 すさみ町商工会 〒649-2621 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見3911 TEL : 0739-55-2293 / FAX : 0739-55-3991 E-mail : susami-s@mb.aikis.or.jp (2) 関係市町村 すさみ町 産業振興課 〒649-2621 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4089 TEL : 0739-55-4805 / FAX : 0739-55-4810 E-mail : shinkou@town.susami.lg.jp
4 その他	・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに和歌山県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・セミナー開催費	200	200	200	200	200
・チラシ作製費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、すさみ町補助金、和歌山県小規模事業者支援補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。